令和９年度　国立大学法人群馬大学医学部附属病院　薬剤師職員募集要項

職種・募集人員　A. 薬剤師（レジデント）（年俸制常勤）
B. 薬剤師（一般）（年俸制常勤）　} 10 名程度

募集者名称　国立大学法人群馬大学

雇用期間　令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日（年度契約）
※大学が必要と認めた場合、更新することができる
※最長雇用限度：A、B ともに採用日より５年間
※雇用期間中に“任期の定めのない職員の採用試験”を受験することができる
※既薬剤師免許取得者については、令和８年度内からの勤務も可能(要相談)
※試用期間：6 カ月

「レジデント」は 2 年制とし、3 年目以降更新する場合は「一般」としての更新とする。「一般」として採用されたものは翌年度以降のレジデント採用試験を受験することができる。

労働条件等（A、B 共通）

（１）給　与：国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則等による
※学歴や職歴を考慮のうえ、給与規則等に基づき決定（年俸制適用）
※本学規則に基づく通勤手当、住居手当、扶養手当等を別途支給
※薬剤師名簿の登録が完了するまでは薬剤助手としての採用とする
※賞与なし、退職手当なし
（参考）6 年制新卒薬剤師が採用された場合（令和８年４月採用者の例）
基本年俸：4,438,800 円（月額 369,900 円）

（２）就業場所：(雇入れ直後）群馬大学医学部附属病院（群馬県前橋市昭和町三丁目 39 番 15 号）
（変更の範囲）変更なし

（３）業務内容：(雇入れ直後）大学病院における薬剤師業務全般
（変更の範囲）変更なし

（４）労働時間：変形労働時間制（週 38.75 時間勤務）
日勤：8 時 30 分から 17 時 15 分まで
週休日：４週あたり８日
※必要に応じ超過勤務、夜勤、休日出勤を命じることがあります。

（５）休日：土曜日、日曜日、祝日、国民の休日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）

（６）休暇：年次有給休暇、特別休暇（忌引き、夏季休暇等）

（７）社会保険等：国家公務員共済組合・雇用保険・労働保険に加入

（８）受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙

（９）教職員宿舎あり（時期や空き状況により入居できない可能性有。詳しくはこちら。）
院内保育園あり（時期や空き状況により入園できない可能性有。詳しくはこちら。）

応募資格（A、B 共通）

薬剤師免許を有する者、もしくは薬剤師免許取得見込みの者

（薬剤師免許取得見込み者は、薬剤師国家試験合格を採用の要件とする）

応募書類

（１）希望雇用形態（“A”、“B”、“A または B”を選択、書式自由）

（２）履歴書（群馬大学指定様式※1）

（３）薬剤師免許の写し（既取得者のみ）1 通

（４）卒業証明書（卒業証書写しでも可）または卒業見込み証明書 1 通

（５）成績証明書（大学院修了者は大学、大学院の両成績証明書を提出）1 通

（６）専門・認定薬剤師もしくは学位（博士）を有する場合、その証明の写し 1 通

（７）推薦状（指導教員もしくは所属長）1 通（現在、所属の無い場合は不要）

（８）課題（書式自由）

“A”、“A または B” 希望者：病院薬剤師としての抱負および群馬大学医学部附属病院レジデント薬剤師を希望する理由について A4 用紙に 1,500 文字程度

“B” 希望者：病院薬剤師としての抱負について A4 用紙に 1,000 文字程度

応募締切　令和 8 年 4 月 13 日(月)

＊応募書類を送付する際、封筒に「薬剤師採用試験応募書類在中」と朱筆すること

選考方法　筆記試験（医療薬学関連科目）および面接試験

試験日時　令和 8 年 4 月 20 日(月) 9:30～15:30（予定）

（終了時刻は応募者の人数によって前後することがあります）

集合場所　群馬大学医学部附属病院薬剤部内（詳細は応募者に別途連絡）

試験結果　採否を 5 月上旬までに郵送にて通知

照会・書類送付先

〒371-8511 群馬県前橋市昭和町三丁目 39 番 15 号

群馬大学医学部附属病院薬剤部　　副薬剤部長　荒木拓也　宛

TEL:027-220-8727（薬剤部代表）FAX: 027-220-8722

Email: recruit-pharm@ml.gunma-u.ac.jp

※1 履歴書（群馬大学指定様式）

“群馬大学大学院医学系研究科 医学部医学科トップページ”→“サイトマップ”

→“学外アクセス用”→“異動パターン別の必要書類”よりダウンロードして下さい。

＊受領した応募書類は本選考および採用手続き以外の目的に使用しません。

＊採用の可否を問わず、応募書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

＊試験のための交通費等は支給しません。

＊採否の通知後、「月給制常勤（任期の定めなし）」での雇用の希望を聞く場合があります。

＊定年年齢：65 歳に達した日以降における最初の３月 31 日まで。

ただし，生年月日が以下に掲げる期間の区分に該当する教職員は，それぞれ右に掲げる年齢に達した日以降における最初の３月 31 日まで。

昭和 40 年４月２日～昭和 41 年４月１日生　　63 歳

昭和 41 年４月２日～昭和 42 年４月２日生　　64 歳